

第6節 有害化学物質対策の推進

1 現状と課題

近年、科学技術の進展、産業構造の変化等に伴い、生産・使用される化学物質は多種類にわたり、その中には使用、廃棄等の仕方によっては問題を生じるものも少なくありません。とりわけ、現在、ダイオキシン類のような非意図的に生成・排出される物質及び人や野生生物の生体の内分泌機能に変調を生じさせることが懸念されるいわゆる環境ホルモン（外因性内分泌かく乱物質）による環境汚染が問題となっています。

有害化学物質による環境汚染の状況を把握するため、環境中の濃度の定期的な測定を行うとともに、府内の有害化学物質の使用・発生量等を把握する必要があります。

有害化学物質による新たな汚染が発生しないよう、特に配慮が必要とされる化学物質について、生産、使用、廃棄の各段階における適切な対策を事業者に求めていく必要があります。

2 調査研究等の充実

有害化学物質の中には生態系への影響や環境中での挙動等が必ずしも明らかでないものがあることから、有害化学物質対策の一環として、環境試料における有害化学物質に関する分析法や環境中での挙動等に関する調査研究を充実させるとともに、国等の情報を的確に把握し、科学的知見の集積に努め、府民等へ提供していくことが重要になります。

3 工場・事業場の有害化学物質対策の推進

環境ホルモン

内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンは、生体にとりこまれて内分泌系（ホルモン作用）に影響を及ぼす化学物質の総称をいいます。精子数の減少や生殖器の異常等人体への影響が懸念されていますが、影響のメカニズムなどは明らかでなく、調査・研究が進められている状況にあり、現在のところ大気・水質環境基準等は設けられていません。

府においては、環境中における環境ホルモンの実態を把握するため、水質及び底質の調査を実施しましたが、水質、底質とも環境省の11～12年度環境ホルモン緊急全国一斉調査結果と比較して、特に問題のある値は検出されていません。

府では、府環境を守り育てる条例に基づき、「京都府化学物質適正管理指針」を策定しており（9年4月）環境ホルモン物質の疑いがあるとされている3物質（スチレン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシン、ペンタクロロフェノール）を含む化学物質の排出抑制のための自主管理・自己監視等を工場等に求めています。

しかしながら、環境ホルモンについては、人や野生生物への影響を示唆する報告が研究者によりなされているものの、報告された異常と原因物質との因果関係、異常が発生するメカニズム等に関してはいまだ十分に明らかにされておらず、科学的に確実な裏付けをもった維持すべき環境保全の目標を定量的に設定するためには今なお情報・分析が不足しているのが現状です。

このため、国では、全国レベルでの環境モニタリング調査等を引き続き進め、調査データの集積による科学研究を強力に推進することとしており、府もこうした調査等を通じた科学的知見の獲得に協力する一方、環境中の環境ホルモンの実態把握に努めるとともに、庁内会議（ダイオキシン対策等庁内連絡会議）等により的確な情報の把握に努めていくこととしています。

表3 - 53 環境ホルモン（水質）の調査結果

(単位：μg/l)

調査地点	項目 ノニルフェノール	4-t-オクチル フェノール	ビスフェノール A	フタル酸ジ - 2 - エチルヘキシル	フタル酸ジ - n - ブチル
田原川蛸橋（宇治田原町）	N D	N D	N D	N D	N D
和束川菜切橋（加茂町）	N D	N D	0.47	N D	N D
犬飼川並河橋（亀岡市）	N D	N D	N D	N D	N D
高屋川黒瀬橋（丹波町）	N D	N D	N D	N D	N D
舞鶴湾キンギョ鼻地先（舞鶴市）	N D	N D	N D	N D	N D
久美浜湾湾口部（久美浜町）	N D	N D	N D	N D	N D
定 量 下 限 値	0.1	0.01	0.01	0.5	0.5
平成11～12年度環境ホルモン 実態調査結果（環境省）	N D～7.1	N D～0.72	N D～0.72	N D～6.9	N D～1.1

(注) N D：定量下限値未満

表3 - 54 環境ホルモン（底質）の調査結果

(単位：μg/kg)

調査地点	項目 ノニルフェノール	4-t-オクチル フェノール	ビスフェノール A	フタル酸ジ - 2 - エチルヘキシル	フタル酸ジ - n - ブチル
田原川蛸橋（宇治田原町）	N D	N D	N D	46	N D
和束川菜切橋（加茂町）	N D	N D	N D	N D	N D
犬飼橋並河橋（亀岡市）	N D	N D	N D	N D	N D
高屋川黒瀬橋（丹波町）	N D	N D	N D	N D	N D
舞鶴湾キンギョ鼻地先（舞鶴市）	N D	N D	N D	N D	N D
久美浜湾湾口部（久美浜町）	N D	N D	N D	N D	N D
定 量 下 限 値	10	1	1	25	25
平成11～12年度環境ホルモン 実態調査結果（環境省）	N D～12000	N D～170	N D～270	N D～22000	N D～810

(注) N D：定量下限値未満

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、耐熱性、絶縁性、不燃性等の特性を生かしてトランス、コンデンサといった電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されましたが、43年のカネミ油症事件発生により、その強い毒性が社会問題化したため、我が国においては47年以降製造が中止されました。

一方、すでに製造されたPCBについては、ほぼ30年間ほとんど処理が行われることがなかったため、PCB廃棄物として長期保管する状況が続き、紛失等による環境汚染が懸念されていました。

このため、国はPCB廃棄物の適正処理のための法整備を進め、13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が成立、同年7月15日に施行し、PCB廃棄物を保管する事業者等に対し、保管状況等の届出や一定期間内における適正処分を義務付けました。

府では、このポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者等に対し、指導を行っていくこととしています。

有害化学物質対策

今日、工業的に生産される化学物質は、世界では約10万種、日本でも約5万種といわれており、日常生活の中でも数多くの化学物質が使用されています。しかし、一方で、その製造、使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が排出され、環境汚染をもたらすことが問題となっています。

府では、府環境を守り育てる条例に、大気関係16項目、水質関係15項目を新たに排出規制物質とし、排出基準を設け、また、「京都府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者の自主管理を求めています。

国においては、化学物質による環境汚染に関する国民の関心の高まり、先進諸外国における取組、特にOECDから8年に制度導入の勧告を受けたこともあり、11年7月、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRT法)が公布されました。PRT法では、一定数量以上の特定の化学物質(同法施行令において354物質を指定)を取り扱っている事業者等は、13年度以降、年度ごとの化学物質の環境への排出量等を把握し、翌年度当初に府を経由して国に届け出ることが義務付けられています。14年度においては、525件(京都府312件、京都市213件)の届出があり、国及び府においてデータの集計・公表を予定しています。PRT制度の運用を通じて、事業者による化学物質の自主管理の改善・環境の保全上の支障への未然防止に努めることとしています。

また、化学物質については、科学的知見の集積に基づき、近年になり徐々に法で規制される物質が追加され、増えてきていますが、規制以前の使用が原因となって生じる環境汚染が全国的に問題となっています。

特に、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、府では、10年6月、府内の有害物質取扱工場約330社に対し、地下水汚染防止に係る文書指導を行い、11年度は1工場(電気機械器具製造業)、12年度は4工場(洗濯業等)について立入検査・地下水浄化等の指導を行ったところです。

今後とも、迅速な実態把握に努め、必要な指導を行うこととしています。